平成２４年（フ）第１５９号
茨城県稲敷市橋向1210番地　市営橋向住宅17号
債務者　木内　文子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
長野市三本柳西３丁目20番地　モア・プレンティ笠原105
債務者　中村　和弘
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
長野県茅野市ちの3499―１　タカハシビル202号内
債務者　五味　廣江（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５９号
長野県飯田市東栄町3171番地１　特養第二飯田荘
債務者　水野　　淳
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第６０号
長野県飯田市大瀬木1971番地１　市営住宅Ｃ―505号
債務者　藤本　清子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第３８４４号
大阪府門真市岸和田１丁目６番10―103号
債務者　岡林総建こと　岡林　貴司
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３６８号
大阪府豊中市稲津町１丁目５番26―207号
債務者　阪本みさ子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５８５号
大阪市北区浪花町13番33―Ｃ905号
債務者　日下部　優
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６３６号
大阪府東大阪市衣摺５丁目13番９号
債務者　村川　　勝
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６８８号
大阪市大正区平尾５―５―３、住民票上の住所大阪府八尾市緑ヶ丘４丁目67番地の10　辻方
債務者　ゴルフジャパンこと　今井　博之
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７０９号
大阪市住吉区沢之町１丁目５番23号、前住所大阪市阿倍野区西田辺町２丁目３番28号
債務者　市川　綾子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７７２号
大阪府枚方市高野道１丁目21番21号
債務者　西村　喜照
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０６０号
大阪府東大阪市足代南１丁目２番18号
債務者　木下奈緒美（旧姓野﨑）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０６４号
大阪市西成区山王３丁目17番22号　コスモハイツ611号
債務者　中嶋　澄男
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２３号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番65―919号
債務者　津野　一明
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３８号
大阪府大東市灰塚５丁目６番23号　レオパレス住道第５―204号、前住所大阪府東大阪市三島３丁目18番28号　ヴィルトゥー三島401号
債務者　阿部　　猛
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２２２号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―101号
債務者　國重ゆかり
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部